

第 3 1 回国会 衆議院法務委員会議録 抄

第 3 1 回国会 衆議院法務委員会議録第 3 号 抄

昭和 3 4 年 2 月 4 日（木曜日）午前 1 0 時 3 2 分開議

本日の会議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第 1 1 9 号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第 1 2 0 号)

小島委員長 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の四案を一括議題とし、各案について、提案理由の説明を聴取することといたします。愛知法務大臣。

愛知国務大臣 ただいま議題となりました法律案について、その提案の理由を御説明申し上げたいと思います。

(中略)

第三に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与の改訂を行い、あわせて現行の暫定手当の一定の額を俸給に繰り入れる措置等を講ずることとし、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出し、御審議を仰いでおりますことは、御承知の通りでございます。この裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する両法律案は、一般の政府職員の給与の改訂に伴い、裁判官及び検察官の報酬または俸給の号及びその月額等を改正しよう

とするものであります。以下改正の要点を説明申し上げます。

まず第一に、一般の政府職員については、初任給の引き上げ及びこれに伴う俸給月額の改訂を行い、また一部の俸給表の一等級について二つの号俸の新設を行うことといたしておりますので、裁判官及び検察官につきましても、これに準じてその報酬または俸給の号及びその月額を改めようとするほか、判事について、判事一号の報酬月額をこえる特別の報酬月額の定めを設け、特別のものに限り、当分の間これを適用しようとするものであります。

この改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和34年4月1日から施行されることとなっております。